



第 3 章

障害福祉サービスなどの数値目標

1 サービスの見込量とサービス確保の方策

1 障害福祉サービスなどの体系図

障害福祉計画及び障害児福祉計画では、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業並びに児童福祉法の各サービスの実施目標を設定します。サービス体系は下記のとおりです。



2 第5期犬山市障害福祉計画・第1期犬山市障害児福祉計画 (令和2年度末) 目標達成状況

第5期では、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針により、令和2年度を目標年度として、次に掲げる事項について、成果目標を設定しました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

第5期計画では、令和2年度末までに入所施設を退所して、グループホームなどの地域生活に移行する人数3人とし、令和2年度末までの施設入所者の削減数を1人とする目標値を設定しました。

施設から地域生活への移行者数は、目標人数は3人に対し、実績（見込み）は0人で目標値の達成には至っていません。

また、平成28年度末時点の施設入所者数63人からの削減見込数は、目標値は1人削減としましたが、実績（見込み）は2人増加で目標値の達成には至っていません。

項目	目標値	実績	考え方
平成28年度末の施設入所者数（A）	—	63人	平成28年度末の施設入所者数
目標年度入所者数（B）	62人	65人	令和2年度末時点の入所者数
削減見込（A－B）	1人	△2人	差引減少見込数
地域生活移行者数	3人	0人	令和2年度末段階での削減見込数

【国の基本指針】

平成28年度末時点の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和2年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和2年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

また、当該目標値の設定にあたり、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和2年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和2年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標として設定しましたが、計画期間中において設置に至っていません。

【国の基本指針】

令和2年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

（３）地域生活支援拠点等の整備

令和2年度末までに、地域における障害のある人の生活支援のために求められる機能を集約した拠点などを、市町村又は障害福祉圏域において少なくとも1つ整備することを目標に設定し、令和2年度末までに市で面的な体制で整備する見込みです。

項目	目標値	実績	考え方
地域生活支援拠点等	1箇所	1箇所	令和2年度末までに市又は圏域で1箇所以上整備

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労へ移行

一般就労移行者数の設定にあたっては、令和2年度中に一般就労に9人移行するという目標を設定しました。

事業所からの報告によると、福祉施設利用者から一般就労への移行者数は目標値9人のところ実績（見込み）は7人となっています。

項目	目標値	実績	考え方
平成28年度の一般就労移行者数	8人	6人	福祉施設を退所して平成28年度に一般就労した人数
令和2年度の一般就労移行者数	9人	7人	福祉施設を退所して令和2年度に一般就労する人数

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和2年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

なお、目標値の設定にあたり、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和2年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。

②就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者については、令和2年度末に9人とする目標設定に対し、実績（見込み）は26人となりました。

項目	目標値	実績	考え方
平成28年度就労移行支援事業の利用者数	9人	7人	平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数
令和2年度就労移行支援事業の利用者数	9人	26人	令和2年度末において就労移行支援事業を利用する人数

③就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行支援事業所の就労移行率は、市内に就労移行支援事業所がなかったため、就労移行率ではなく、事業所の設置を目標に設定しました。令和2年度中に市内に就労移行支援事業所が1箇所開所しました。

項目	目標値	実績	考え方
平成28年度就労移行支援事業所数	1箇所	0箇所	平成28年度末における就労移行支援事業所数
令和2年度就労移行支援事業所数	1箇所	1箇所	令和2年度末における就労移行支援事業所数

【国の基本指針】

①の目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、令和2年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを指すものとする。

なお、目標値の設定にあたり、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和2年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。（②のみ）

④一般就労への職場定着率

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を令和元年度、令和2年度にそれぞれ8割以上とすることを目標として設定しました。令和元年度の実績は6割、令和2年度の実績（見込み）は5割でした。

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度一般就労への職場定着率	8割	6割	平成30年度に就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率
令和2年度一般就労への職場定着率	8割	5割	令和元年度に就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

【国の基本指針】

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

令和2年度末までに児童発達支援センターを1箇所以上設置することを目標として設定し、令和2年度に市内で1箇所民間で設置されました。

【国の基本指針】

令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

② 保育所等訪問支援の利用体制の構築

令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目標としましたが、平成27年4月から令和2年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制になっています。

【国の基本指針】

各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和2年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

第3章

③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保することを目標としましたが、令和元年6月に1箇所確保できています。

【国の基本指針】

令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

既存の犬山市障害者自立支援協議会などを活用して、平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関による協議の場を設置することを目標として設定し、平成30年度に協議の場を設置しています。

また、国の基本指針では、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置することを基本としており、1人配置することを目標として設定しましたが、平成30年度に2人、令和元年度に2人、令和2年度1人研修を終了し、5人配置の見込みです。

【国の基本指針】

平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが必要である。

3 第6期犬山市障害福祉計画・第2期犬山市障害児福祉計画（令和5年度）の数値目標

国の基本指針により、本計画において必要なサービス量を見込むにあたり、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、次に掲げる事項の成果目標を設定します。また、地域共生社会の実現に向けた取組みなどを計画的に推進し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や障害児支援の整備についての数値目標も設定します。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和2年度末時点において、福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業などを利用し、グループホーム、一般住宅に移行する人の数を見込み、令和5年度末における地域生活に移行する人の成果目標を設定します。

考え方

当該目標値の設定にあたり、国の基本指針によれば、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上に令和2年度までの未達成割合（当市では3%）を加えた割合以上である6人が令和5年度末での地域生活移行者数目標となります。しかし、アンケート調査による暮らしに対する考えでは、福祉施設に入所しているすべての人が、「引き続き施設に入所したい」と回答しており、地域生活ではなく福祉施設での生活を希望する人が多い現状です。また、過去の地域移行者数の実績（平成18年度～令和元年度で12人）を踏まえ、令和5年度末における地域生活に移行する人及び施設入所者の削減割合を目標値として設定します。

数値目標

項目	数値	考え方
令和元年度末の施設入所者数（A）	65 人	令和元年度末の施設入所者数
目標年度入所者数（B）	64 人	令和5年度末時点の入所者数
削減見込（A－B）	1 人	差引減少見込数
地域生活移行者数	2 人	令和5年度末段階での削減見込数

【国の基本指針】

令和元年度末時点の施設入所者数の6パーセント以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。当該目標値の設定に当たっては、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

また、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（十八歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下「継続入所者」という。）の数を除いて設定するものとする。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神に障害のある人が地域の一員として安心して生活ができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場について開催回数、関係者の参加数、目標設定及び評価の実施回数の見込みと、長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量を設定することが国の成果目標として設定されました。また、精神障害者のサービス見込み量（地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助）の設定を求めています。

考え方

既存の犬山市障害者自立支援協議会などを活用した、保健、医療、福祉関係者による協議の場で、開催回数、関係者の参加数、目標設定及び評価の実施回数の見込みを以下のように設定します。長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量は、国の指針に従い県により定められた数値を用いて算定すると、令和5年末において65歳以上の利用者で8人、65歳未満の利用者で12人となりますが、直近3年間の犬山市の実績は1人であることを踏まえ、65歳以上の利用者で2人、65歳未満の利用者で1人をそれぞれ見込みます。また、地域の実情に基づきアンケート結果も踏まえ各サービス見込み量を設定します。

数値目標

●協議の場

項目	目標値	考え方
開催回数	年1回以上開催	各年度1回以上開催
関係者の参加数	10人/回	保健、医療、福祉の各関係者を含め開催
目標設定	各回1つ以上設定	各回目標を設定して実施
評価の実施回数	各年度1回	評価を各年度1回実施

●精神障害者のサービス見込み量

サービス見込み量は、48・51ページに記載します。

【国の基本指針】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数について、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数について、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数において、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策として、当該市町村が属する都道府県が別表第四の三の項に掲げる式（※）により算定した、当該都道府県の区域（地方自治法第五条第一項の区域をいう。）における 令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案して、当該市町村の区域における 令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定めること。

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域における障害のある人の生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備と必要な機能の充実をはかることが、国の成果目標として設定されました。

考え方

地域生活支援拠点等を確保しつつ、年１回以上、運用状況を検証、検討します。

数値目標

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点	１箇所	令和５年末時点で市で１箇所
地域生活支援拠点等の運用状況 確認	年１回以上	令和５年度末までの間、年１回以上 運用状況の検証及び検討

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、令和５年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和５年度中に一般就労に移行する人の数値を成果目標として設定します。

① 福祉施設から一般就労へ移行

考え方

一般就労移行者数の設定にあたっては、国の基本指針により、令和元年度の移行実績の１．２７倍以上に未達成割合（当市では２２．２％）を加えた割合以上である１０人を見込みます。

数値目標

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	一人	6人	福祉施設の利用者で令和元年度に一般就労した人数
令和5年度の一般就労移行者数	10人	—	福祉施設の利用者で令和5年度に一般就労した人数

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

② 就労移行支援事業から一般就労へ移行

考え方

就労移行支援事業利用者数の一般就労者数の設定にあたっては、国の基本指針により令和元年度3人の1.30倍以上となる4人を見込みます。

数値目標

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度の就労移行支援事業の利用者で一般就労した人数	一人	3人	就労移行支援事業の利用者で令和元年度に一般就労した人数
令和5年度の就労移行支援事業の利用者で一般就労した人数	4人	—	就労移行支援事業の利用者で令和5年度に一般就労した人数

【国の基本指針】

就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。

③ 就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業から一般就労へ移行

考え方

就労継続支援A型事業利用者数の一般就労者数の設定にあたっては、国の基本指針により令和元年度3人の1.26倍以上となる4人を見込みます。

就労継続支援B型事業利用者数の一般就労者数の設定にあたっては、国の基本指針では令和元年度の1.23倍以上でしたが、令和元年実績は0人であるため、1人を見込みます。

数値目標

●就労継続支援A型

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度の就労継続支援A型事業の利用者で一般就労した人数	一人	3人	就労継続支援A型事業の利用者で令和元年度に一般就労した人数
令和5年度の就労継続支援A型事業の利用者で一般就労した人数	4人	—	就労継続支援A型事業の利用者で令和5年度に一般就労した人数

●就労継続支援B型

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度の就労継続支援B型事業の利用者で一般就労した人数	一人	0人	就労継続支援B型事業の利用者で令和元年度に一般就労した人数
令和5年度の就労継続支援B型事業の利用者で一般就労した人数	1人	—	就労継続支援B型事業の利用者で令和5年度に一般就労した人数

【国の基本指針】

就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

④ 就労定着支援事業の利用数及び事業所の就労定着率

考え方

就労定着支援事業の利用数及び事業所の就労定着率について、国の基本指針により目標設定します。令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割の人数が就労定着支援事業を利用することを見込みます。令和2年9月現在、市内に就労定着支援事業所はありませんが、令和5年度末までに1箇所以上の開所を見込み、就労定着率が就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割の事業所が全体の7割以上となることを見込みます。

【国の基本指針】

就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率（過去三年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。以下同じ。）に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、七割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が八割以上の事業所を全体の七割以上とすることを基本とする。

(5) 発達障害者等に対する支援

(5) 発達障害者等に対する支援

発達障害者等及び家族等への支援体制の確保のため、取組に関する目標を次のように設定します。

考え方

県で実施されるペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の周知を行い、受講者の確保に努めます。また、ペアレントメンター^(※)やピアサポートの活動についても周知に努めます。

項目	実施年度		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の参加人数	0人	0人	1人
ペアレントメンターの数	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	1人

【国の基本指針】

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要である。

(6) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針に基づき、障害児支援に関する成果目標を設定します。

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

市内にすでに児童発達支援センターが設置されており、これを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指します。また、児童発達支援センターが保育所等訪問を実施していますが、引き続き利用できる体制を確保することを目指します。

【国の基本指針】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

市内にすでに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が1箇所あります。利用ニーズに応じて、引き続き事業所の確保を目標とします。

【国の基本指針】

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を行う事業所をいう。）及び放課後等デイサービス事業所（同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所をいう。）を各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

現在、既存の犬山市障害者自立支援協議会などを活用して、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関による協議の場を設置し、医療的ケア児コーディネーターを配置しています。令和2年現在、保健、相談支援に医療的ケア児コーディネーターが配置されていますが、引き続き、協議の場とコーディネーターの確保を目指します。

項目	実施年度	実施年度	内訳
医療的ケア児コーディネーター	令和3年度	3人	保健1、障害福祉2
	令和4年度	3人	保健1、障害福祉2
	令和5年度	4人	保健1、障害福祉2、保育1

【国の基本指針】

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

（7）障害福祉サービスの質を向上させるための取組

国の基本指針に基づき、障害福祉サービスの質を向上させるための取組に関する目標を次のように設定します。

考え方

市職員は、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ参加し知識向上に努めます。また、自立支援協議会を通して、障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果について共有を図ります。

項目	実施年度		
	令和3年	令和4年	令和5年
障害福祉サービス等に係る各種研修への参加	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果について共有	12回	12回	12回

【国の基本指針】

都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要な障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。

国の基本指針に基づき、総合的・専門的な相談支援体制の実施及び地域の相談支援体制強化に関する成果目標を設定します。

考え方

基幹相談支援センターで相談を受ける体制を継続する中で、相談員連絡会等を通じて、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援、連携強化の取組を行っていきます。

項目	実施年度		
	令和3年	令和4年	令和5年
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12 件	12 件	12 件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12 件	12 件	12 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12 回	12 回	12 回

第3章

【国の基本指針】

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援については、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援実施の見込みを設定し、地域の相談支援体制の強化については地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みの設定及び、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みの設定並びに地域の相談機関との連携強化の取組」の設定を実施する体制を確保することを基本とする。これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター又は属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴奏支援を中心的に担う機能を備えた相談支援事業がその機能を担うことを検討する。

4 必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

各年度における障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込み、必要な見込量の確保のための方策を定めます。

（１）訪問系サービス

訪問系サービスには、次のようなサービスがあります。

居宅介護	居宅において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に、居宅で食事などの身体介護や調理などの家事援助、外出時の移動支援などを行います。
同行援護	視覚障害のある人の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。
行動援護	自傷、徘徊などの危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援を行います。
重度障害者等包括支援	極めて重度の障害のある人に居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

利用状況と課題

過去3年間の利用状況は、居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護の利用があり、重度訪問介護については、利用者の増加と、一人当たりの利用時間の増加に伴い、見込量を大幅に上回る数値となっています。

利用量の増加に応じ、サービス量の不足なく提供ができるよう、サービスの提供体制の整備が必要です。

サービス種別	単位	見込み（月）			実績（月）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	人	52	53	54	52	50	53
	時間	936	954	972	1,022	1,022	1,052
重度訪問介護	人	1	1	1	1	2	5
	時間	183	183	183	20	66	581
同行援護	人	16	17	17	14	9	12
	時間	288	306	306	263	153	179
行動援護	人	2	2	2	2	2	2
	時間	40	40	40	25	26	30
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

※各年度3月利用実績、令和2年度は9月利用実績

実施に関する考え方

障害者の増加や施設入所者の地域生活移行により、サービスの利用の増加を見込みます。

◆ 居宅介護

障害者の増加、施設入所者の地域生活移行による新たな利用と現利用者の利用時間の増加を実績値から推計して見込みます。

◆ 重度訪問介護

対象となる重度障害者の状況を勘案し、障害者の増加による新規利用者を見込みます。

◆ 同行援護

新たな利用と現利用者の利用時間の増加を実績値から推計して見込みます。

◆ 行動援護

継続利用者の利用時間を見込みます。

◆ 重度障害者等包括支援

過去3年間に於いて、利用者はありません。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み（月）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人	54	54	54
	時間	1,080	1,080	1,080
重度訪問介護	人	5	6	7
	時間	915	1,098	1,281
同行援護	人	15	15	15
	時間	225	225	225
行動援護	人	2	2	2
	時間	40	40	40
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0
	時間	0	0	0

見込量の確保のための方策

- ❖ 利用量の増加に応じ、不足なくサービスが提供できるよう、事業者のサービス提供への支援に努め、サービス提供体制の整備を進めます。
- ❖ 事業者の人材確保や資質向上のため、広報・啓発活動による障害への理解を促進します。
- ❖ 新たな利用者も見込まれるため、利用意向を踏まえたうえで、適切なサービスを提供できるよう努めます。
- ❖ 災害や感染症の流行時等においても、利用者が必要なサービスを利用できるよう、市及び基幹相談支援センターは、利用者への情報提供や事業者支援に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、次のようなサービスがあります。

療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護や介護を行います。
生活介護	常時の介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所 (福祉型)	居宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護を障害者支援施設などにおいて行います。
短期入所 (医療型)	居宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護を、病院、診療所、介護老人保健施設において行います。
自立訓練 (機能訓練)	一定期間、身体機能の向上に必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	一定期間、生活能力の向上に必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業などでの就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。【雇用型】
就労継続支援 (B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。【非雇用型】
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連携調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

利用状況と課題

過去3年間の利用状況は、就労継続支援B型が利用人数が見込量を上回っており、就労移行支援の利用は増加の傾向があります。短期入所は利用が減少していますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるものと考えられます。

サービス種別	単位	見込み（月）			実績（月）		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
療養介護	人	8	8	8	8	7	7
生活介護	人	104	106	108	105	106	108
	人日	2,184	2,332	2,376	2,134	2,150	2,172
短期入所 （福祉型）	人	26	26	27	24	15	11
	人日	130	130	135	109	60	50
短期入所 （医療型）	人	7	8	8	4	2	3
	人日	42	48	48	16	16	12
自立訓練 （機能訓練）	人	2	2	2	1	0	0
	人日	40	40	40	1	0	0
自立訓練 （生活訓練）	人	4	4	4	0	4	2
	人日	56	56	56	0	66	27
就労移行支援	人	13	13	14	11	10	19
	人日	221	221	252	190	191	279
就労継続支援 （A型）	人	87	89	90	62	63	64
	人日	1,740	1,869	1,890	1,268	1,215	1,202
就労継続支援 （B型）	人	145	148	151	142	150	157
	人日	2,900	3,108	3,171	2,577	2,625	2,738
就労定着支援	人	7	8	9	3	4	2
	人日	7	8	9	3	4	2

※各年度3月利用実績、令和2年度は9月利用実績

実施に関する考え方

利用者数は、現利用者に加え、新規利用者分として、特別支援学校卒業生、施設入所者や精神科病院入院者の地域生活移行者、障害者の各年度の増加人数を推計して見込みます。

各サービスの利用量については、実績値から求めた利用日数より利用見込み日数を算出し、利用見込み人数を乗じて見込みます。

生活介護について、犬山市心身障害者更生施設いぶきから利用移行する分の増加人数を加味し見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み（月）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人	8	8	8
生活介護	人	117	117	117
	人日	2,578	2,578	2,578
短期入所 （福祉型）	人	24	25	26
	人日	120	125	130
短期入所 （医療型）	人	5	5	5
	人日	25	25	25
自立訓練 （機能訓練）	人	1	1	1
	人日	20	20	20
自立訓練 （生活訓練）	人	2	2	2
	人日	28	28	28
就労移行支援	人	20	20	20
	人日	360	360	360
就労継続支援 （A型）	人	65	66	67
	人日	1,300	1,320	1,340
就労継続支援 （B型）	人	157	158	159
	人日	2,826	2,844	2,862
就労定着支援	人	6	7	8
	人日	6	7	8

第3章

見込量の確保のための方策

- ❖ 施設入所者に自立訓練などを周知し、利用促進を図り、施設入所者の地域生活への移行を推進します。また、地域生活に移行した人の生活を支援するため、生活介護の需要の増加に対応できるよう、事業所に働きかけます。
- ❖ 民間企業に対して、就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援の取組みを説明し、障害者理解を促進し、一般就労への移行を推進します。
- ❖ 障害のある人の就労を促進するため、関係課や公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センターなどの関係機関との連携を強化して、障害者雇用に対する理解と協力の啓発に努めます。
- ❖ 相談支援を強化し、犬山市障害者自立支援協議会などを通して、就労先の情報提供やつなぎの支援をしていきます。
- ❖ 就労定着支援事業の利用促進を務めます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、次のようなサービスがあります。

自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしをした人に一定期間、定期的な巡回訪問等の支援を行います。

共同生活援助 (グループホーム)

主に夜間において、共同生活住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護など、日常生活上の援助を行います。

施設入所支援

夜間に介護を必要とする人に、入所施設で、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、住まいの場を提供します。

利用状況と課題

過去3年間の利用状況は、施設入所支援実績については見込み量と異なり増加傾向、共同生活援助については見込量を上回っています。

今後は、必要量に見合った適正なサービスの提供体制を整備することが必要です。

サービス種別	単位	見込み(月)			実績(月)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	人	1	1	1	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人	54	55	56	58	57	59
施設入所支援	人	64	63	62	64	65	65

※各年度3月利用実績、令和2年度は9月利用実績

実施に関する考え方

共同生活援助、施設入所支援の利用者数は、実績値から人数を見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み(月)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	1(1)	1(1)	1(1)
共同生活援助 (グループホーム)	人	60(20)	61(21)	62(22)
施設入所支援	人	65	65	64

※()内は、うち精神障害者数

見込量の確保のための方策

- ❖ グループホームの誘致・整備を促進するため、障害者理解についての積極的な広報・啓発活動を行い、地域住民に障害のある人への理解を促進します。
- ❖ 地域との連携により、グループホームの設置や小規模多機能型施設の柔軟な運用形態の実現をめざします。
- ❖ ひとり暮らしの障害のある人が地域で自立して暮らしていけるよう、本人を支援します。
- ❖ 施設入所者のうち地域移行が可能である人に対し、地域移行ができるように事業所など関係機関と連携します。

(4) 相談支援

相談支援には、次のようなサービスがあります。

計画相談支援

障害のある人の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向などを勘案してサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者と連絡調整を行い計画を作成します。また、継続して障害福祉サービスや地域相談支援を適切に利用できるよう、サービス等利用計画の見直しを行うとともに、必要に応じて支給決定申請の勧奨を行います。

地域移行支援

障害者支援施設の入所者、精神科病院の入院者などに、地域生活への移行のための活動に関する相談などを行います。

地域定着支援

ひとり暮らしの障害のある人などと常時の連絡体制を確保し、緊急事態の相談などを行います。

利用状況と課題

過去3年間の利用状況は、令和元年度実績については新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で継続サービス利用計画を控えたことによりやや減少していると考えられますが、計画相談支援については徐々に増加の傾向です。地域定着支援については、利用がありませんでした。

今後、障害福祉サービス利用の増加に伴い、計画相談支援利用が増加する見込みです。

サービス種別	単位	見込み（月）			実績（月）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	人	83	93	104	75	74	86
地域移行支援	人	2	2	2	0	0	0
地域定着支援	人	2	2	2	0	0	0

※各年度3月利用実績、令和2年度は9月利用実績

実施に関する考え方

◆ 計画相談支援

利用者数は、実績値から推計した障害者の各年度の増加人数を見込みます。

在宅の利用者で、居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者及び65歳以上で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者は3か月ごとに、在宅の利用者で上記以外サービス利用者、および施設入所者については6ヶ月ごとに、継続サービス利用計画を作成することとして見込みます。

◆ 地域移行支援

施設入所者や入院中の精神障害者で、病院への意向調査及び、今後グループホームや一般住宅に移行する人を勘案して利用者を見込みます。

◆ 地域定着支援

過去3年間において、利用者はありません。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み（月）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	91	96	101
地域移行支援	人	1(1)	1(1)	1(1)
地域定着支援	人	1(1)	1(1)	1(1)

※（ ）内は、うち精神障害者数

第3章

見込量の確保のための方策

- ❖ 障害のある人が、ライフステージを通して総合的・計画的に支援を受けることができるように関係機関と連携を密にします。
- ❖ 犬山市障害者自立支援協議会を活用し、相談支援専門員の連携を強化し、事業の効率化や担い手の確保、相談員のスキルアップに努めます。

2 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、市の必須事業として位置づけられているものと、市の施策に応じて実施する任意事業として位置づけられているものがあります。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人への理解を深めるための啓発を行います。また、障害のある人やその家族、地域住民などが自発的に行う活動に対する支援を行います。

利用状況

サービス種別	単位	見込み（年）			実績（年）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

実施に関する考え方

心のバリアフリーを促進し、障害のある人などに対する理解を深めるため広報活動を通じて地域住民への働きかけを行います。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み（年）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

見込量の確保のための方策

- ❖ 障害のある人などに対する理解を深めるため広報活動を積極的に行います。

(2) 相談支援事業

障害のある人、その保護者、支援者などからの相談に応じ、情報提供など必要な支援を行います。

利用状況

サービス種別	単位	見込み（年）			実績（年）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	箇所	0	0	0	0	0	0

※実施箇所数

実施に関する考え方

相談支援事業者は、市内の相談支援事業所において、各相談窓口と連携して実施します。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み（年）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	箇所	0	0	0

※実施見込箇所数

見込量の確保のための方策

- ❖ 相談支援事業の周知を図り、気軽に相談できる体制を整備します。
- ❖ 多面的な相談支援をするため、各種相談窓口や保健所、事業者、民生委員児童委員などの関係機関との連携を強化します。
- ❖ 困難事例などは犬山市障害者自立支援協議会で検討するなど、適切な対応に努めます。
- ❖ 犬山市障害者自立支援協議会などを活用し、障害のある人の権利擁護や虐待防止を図ります。

（３）成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者などに対し、制度の利用を支援します。

利用状況

サービス種別	単位	見込み（年）			実績（年）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度利用支援事業	人	2	2	2	1	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

※実施箇所数、設置又は実施の有無

実施に関する考え方

当該制度の利用を必要とする人を適切に把握し、サービスを提供していくことが必要であるため、地域包括支援センター及び各相談窓口と連携して、制度の周知を図り、利用を促進します。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み（年）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

※実利用見込者数、実施の有無

見込量の確保のための方策

- ❖ 積極的な広報・啓発活動により、成年後見制度の周知徹底を図ります。
- ❖ 成年後見制度を円滑に利用できるように、成年後見センターや地域包括支援センター並びに各関係機関との連携を強化します。
- ❖ 各関係機関と連携をしながら、事業のあり方について検討していきます。

（４）意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障害により、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。また、手話通訳などの人材を育成するために研修を開催します。

利用状況

サービス種別	単位	見込み（年）			実績（年）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者派遣事業	人	14	14	14	9	10	7
要約筆記者派遣事業	人	2	2	2	1	0	0
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成講座	人	10	10	10	3	11	7

※実利用者数、実養成講座修了者数

※手話通訳者設置事業は、実設置者数

※各年度年間利用実績、令和2年度は9月までの利用実績

実施に関する考え方

障害のある人のスムーズな意思疎通に必要なため、手話通訳者や要約筆記者を確保し、積極的な利用を推進します。

手話奉仕員の養成については、国の示す「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に、必要な技術を習得する研修を実施します。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み（年）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	人	14	14	14
要約筆記者派遣事業	人	2	2	2
手話通訳者設置事業	人	1	1	1
手話奉仕員養成講座	人	10	10	10

※実利用見込者数、実養成講座修了見込者数

※手話通訳者設置事業は、実設置見込者数

見込量の確保のための方策

- ❖ 障害のある人に対し、意思疎通支援事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- ❖ 手話通訳者や要約筆記者に関する社会的理解を深めるため啓発活動を推進します。
- ❖ 積極的な広報活動により、手話奉仕員養成研修事業の周知を図ります。

(5) 日常生活用具給付等事業

障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付します。

利用状況

サービス種別	単位	見込み（年）			実績（年）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練支援用具	件	6	6	6	2	7	0
自立生活支援用具	件	6	6	6	5	13	9
在宅療養等支援用具	件	15	15	15	14	27	5
情報・意思疎通支援用具	件	15	15	15	13	18	4
排せつ管理支援用具	件	1,406	1,431	1,460	1,376	1,365	908
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	2	2	2	4	1	2

※各年度年間利用実績、令和2年度は9月までの利用実績

実施に関する考え方

障害のある人の介護や訓練、動作などの日常生活がより円滑に行われるようにするための用具を給付し、障害のある人の社会参加促進や家族などの介護者の負担軽減を図ります。また、新たな福祉用具の開発に伴い、対象とする用具や耐用年数を引き続き見直していきます。

過去3年間の利用状況から、年によって変動がみられるものの、制度の周知や障害者の増加を勘案して見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み（年）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	6	6	6
自立生活支援用具	件	10	10	10
在宅療養等支援用具	件	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	件	15	15	15
排せつ管理支援用具	件	1,406	1,431	1,460
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	2	2	2

見込量の確保のための方策

- ❖ 利用者のニーズや新たな福祉用具について把握し、給付対象用具を見直します。

(6) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動支援を行います。

利用状況

サービス種別	単位	見込み（年）			実績（年）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業	人	33	34	34	26	32	37
	時間	3,960	4,080	4,080	3,195	3,447	2,031

※実利用者数、延べ利用時間数

※各年度年間利用実績、令和2年度は9月までの利用実績

実施に関する考え方

利用者数、利用時間も増加傾向がみられていることから、必要量を見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み（年）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人	38	38	39
	時間	4,155	4,230	4,316

※実利用見込者数、延べ利用見込時間数

見込量の確保のための方策

- ❖ 個々の障害の特性に合わせ、より利用しやすいサービス提供をめざし、個別支援やグループ支援などの様々な移動方法を検討します。
- ❖ サービス提供事業者に対し、必要とされる移動手段や支援方法などの情報を提供します。

(7) 地域活動支援センター事業

障害のある人が通い、創作活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進などの便宜を図ります。

利用状況

サービス種別	単位	見込み（年）			実績（年）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域活動支援センター事業	箇所	6	6	6	4	6	6
	人	114	115	118	114	104	87

※実施箇所数、実利用者数

※各年度年間利用実績、令和2年度は9月までの利用実績

実施に関する考え方

地域で生活する障害のある人に、日中活動の場を提供することにより、社会参加の促進を図ります。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み（年）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	箇所	6	6	6
	人	114	115	118

※実施見込箇所数、実利用見込者数

見込量の確保のための方策

- ❖ 創作活動の場を求める障害のある人や利用が見込める人、新たに障害者手帳を取得した人などに制度の周知を図り、サービスの利用を促進します。

2 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

家庭において、長期にわたり入浴することができない身体障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るため、移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

利用状況

サービス種別	単位	見込み（年）			実績（年）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問入浴サービス事業	人	9	9	9	8	6	8
	回	303	308	315	263	286	148

※実利用者数、延べ利用回数（基準は一人当たり4回/月まで）

※各年度年間利用実績、令和2年度は9月までの利用実績

実施に関する考え方

在宅で重度障害者の家族などの介護者の負担軽減のためにも、支援していく必要があります。

施設において、特殊浴槽の使用ができるサービスの創設と合わせ、継続利用者と新たな利用者の増加を見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み（年）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人	9	9	9
	回	303	308	315

※実利用見込者数、延べ利用見込回数

見込量の確保のための方策

- ❖ 必要としている障害のある人が利用できるように、在宅の重度障害者などに制度の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- ❖ 利用者数の増加見込みに合わせて、必要なサービスが提供できるよう、サービス提供事業者の確保に努めます。

(2) 日中一時支援事業

障害のある人を日常的に介護している家族に一時的な休息がとれるように、昼間に介護などを行う日中ショートステイ事業、日中デイサービス事業を行います。

利用状況

サービス種別	単位	見込み（年）			実績（年）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
日中一時支援事業	人	77	78	79	65	77	55
	回	1,379	1,403	1,427	893	1,379	667

※実利用者数、延べ利用回数

※各年度年間利用実績、令和2年度は9月までの利用実績

実施に関する考え方

障害のある人の家族の就労支援や、障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するためのレスパイトサービスとして、利用を促進します。

ニーズが高く、実施する事業所数も増加しており、今後も継続利用者と、新たな利用者の増加を見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み（年）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人	77	78	79
	回	1,379	1,403	1,427

※実利用見込者数、延べ利用見込回数

見込量の確保のための方策

- ❖ 利用者数の増加に合わせて、必要なサービスが提供できるよう、サービス提供事業者の確保に努めます。

(3) 生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の人について、必要な支援（生活支援・家事援助）を行うことにより、障害のある人の地域での自立した生活を推進します。

利用状況

サービス種別	単位	見込み（年）			実績（年）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活サポート事業	人	2	2	2	0	0	0

※実利用者数

※各年年間度利用実績、令和2年度は9月までの利用実績

実施に関する考え方

障害福祉サービスで支援を受けることができない障害のある人への支援として、本人の生活向上や家族の負担軽減を図ります。

対象者が限られているため、大幅な増加はありませんが、新たな対象者を勘案し見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み（年）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活サポート事業	人	1	1	1

※実利用見込者数

見込量の確保のための方策

- ❖ 支援を必要とする人にサービスが提供できるよう、介護給付支給決定時に非該当となった人や家族などの介護者、相談支援事業所などに制度を周知します。

（４）自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業

ア 自動車運転免許取得費助成事業

身体に障害のある人が、就労などの社会活動への参加を目的として自動車運転免許を取得する場合に、取得に要する費用の一部を助成します。

イ 自動車改造費助成事業

身体に障害のある人が、自ら所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就業や地域での自立生活及び社会参加を促します。

利用状況

サービス種別	単位	見込み（年）			実績（年）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自動車運転免許取得費助成事業	人	1	1	1	0	0	0
自動車改造費助成事業	人	3	3	3	5	1	4

※実利用者数

※各年度年間利用実績、令和2年度は9月までの利用実績

実施に関する考え方

当該制度を利用することにより、身体に障害のある人が移動手段の一つとして自動車を利用できるようになるため、身体に障害のある人の就業や地域での自立生活及び社会参加の促進が期待でき、積極的な利用を推進していく必要があります。

対象者が限られているため、大幅な増加はないと見込みます。新たに身体障害者手帳を取得する人や、自動車改造費助成事業については、以前利用した人で自動車の変更による再申請、新たに対象となる障害者数などを勘案し、見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み（年）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得費助成事業	人	1	1	1
自動車改造費助成事業	人	3	3	3

※実利用見込者数

見込量の確保のための方策

- ❖ 新たに手帳を取得する人などを中心に、障害のある人に当該制度を周知します。

3 児童福祉法に基づく見込量と確保の方策

(1) 障害児支援

障害児通所支援には、次のようなサービスがあります。

児童発達支援	就学前の障害児を対象として、児童発達支援センターなどにおいて、日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等 デイサービス	小学校から高校までの在学中の障害児を対象として、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、施設などにおいて生活能力向上のための訓練などを実施したり、居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある保育士などが、保育所などを訪問し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
医療型 児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能障害（肢体不自由）のある児童を対象として、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関において、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障害児で児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障害児を対象として、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

第3章

(2) 障害児相談支援

障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。
---------	--

利用状況と課題

過去3年間の利用状況は、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援については、令和元年度では減少し、令和2年度では増加傾向にあります。これは令和元年度3月（令和2年3月）は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、利用自粛をしたことにより減少し、その後学校の再開等もあり、利用が回復し、利用が増加しているものと考えられます。

利用量の増加に応じ、サービスが不足なく提供できるよう、サービスの提供体制を整備する必要があります。

サービス種別	単位	見込み（月）			実績（月）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	人	86	93	95	105	96	107
	人日	1,290	1,395	1,425	1,208	824	998
放課後等 デイサービス	人	88	91	92	163	132	178
	人日	1,760	1,820	1,840	2,202	2,084	2,069
保育所等訪問支援	人	10	11	12	2	2	6
	人日	40	44	48	2	0	7
医療型 児童発達支援	人	1	1	1	0	0	0
	人日	20	20	20	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人	2	2	2	0	0	0
	人日	2	2	2	0	0	0
障害児相談支援	人	29	31	31	65	58	66

※各年度3月利用実績、令和2年度は9月利用実績

実施に関する考え方

児童発達支援、放課後等デイサービスは、ニーズが高く今後も利用が増加すると見込みます。

利用者については、継続利用者と新たな利用者の増加及び利用回数の増加を見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み（月）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	120	122	124
	人日	1,080	1,098	1,116
放課後等 デイサービス	人	180	182	184
	人日	2,340	2,366	2,392
保育所等訪問支援	人	8	9	10
	人日	16	18	20
医療型 児童発達支援	人	1	1	1
	人日	20	20	20
居宅訪問型 児童発達支援	人	2	2	2
	人日	40	40	40
障害児相談支援	人	66	67	68

第3章

見込量の確保のための方策

- ❖ 利用者数の増加見込みに合わせて、必要なサービスが提供できるよう、サービス提供事業者の確保に努めます。
- ❖ 障害のある子どもを持つ親に制度の周知を図るとともに、有意義な放課後を過ごすことができるようにサービス提供事業者の提供サービス内容把握に努め、質の確保に努めます。

（２）障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握のため、犬山市児童発達支援事業実施施設であるこすもす園通所者を対象にアンケート調査及び特定非営利活動法人ぽんぽこネットワーク保護者会を対象にヒアリング調査を実施しました。

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等における障害児の受入体制の整備に努めます。

利用状況と課題

過去3年間の利用状況は、保育園、放課後児童健全育成事業で利用がありました。今後も利用に応じ、サービスが不足なく提供できるよう、サービスの提供体制を充実していく必要があります。

サービス種別	単位	見込み（月）			実績（月）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育園	人	34	34	34	25	26	22
認定こども園	人	5	5	5	0	0	0
放課後児童健全育成事業	人	6	6	6	7	6	10

※各年度3月利用実績、令和2年度は9月利用実績

実施に関する考え方

保育園^(※)、認定こども園^(※)については、子ども・子育て支援事業計画における量の見込み総数に、加配保育対象の園児数の割合を積算し、見込みます。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）^(※)については、子ども・子育て支援事業計画における量の見込み総数に、利用実態を考慮して、障害者出現率を積算し、見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	利用ニーズを踏まえた必要な見込量	見込み（月）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育園	人	27	27	27	27
認定こども園	人	2	2	2	2
放課後児童健全育成事業	人	11	11	12	13

見込量の確保のための方策

- ❖ 障害のある子どもに対する支援については、「子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図りながら、関係機関と連携し、受入体制の整備に努めます。
- ❖ 未就学児は保育園及び一時保育の、就学児は放課後児童クラブの受け入れ体制の確保に努め、保護者の就労時の子育て支援の充実を図ります。